

令和2年2月26日（令和元年(2019年)度第30号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<http://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 保育所等における感染拡大防止のための留意点について（厚生労働省）
- 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（厚生労働省）
- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（厚生労働省）

◆ 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（厚生労働省）

令和2年2月25日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育主管部（局）等宛てに、事務連絡「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」が発出されました。

この事務連絡は、子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等についてまとめられたものです。

（全国保育士会事務局抜粋）

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（子どもが感染した場合について）

1. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。
2. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた

場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市区町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

(子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について)

3. 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請すること。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

(感染者がいない保育所等も含む臨時休園について)

4. 1. 及び2. とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、新型コロナウイルス感染症の地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談し、公衆衛生対策として、感染者がいない保育所等も含む臨時休園を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イベントなど地域の子ども等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある子どもの登園回避の要請の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認（検温等）を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する保育所等においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登園を避けるよう要請すること。

(職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、職員についても、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、同様に対応を行うこと。この場合、職員については、休暇の取得や自宅待機等によって対応すること。

(臨時休園や登園回避の要請等を行う場合の配慮事項について)

7. 市区町村においては、臨時休園や登園回避の要請等の判断を行うに当たっては、臨時休園・登園回避等の期間中の家庭での保育や、給食のキャンセルに係る対応等による保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談の上、臨時休園や登園回避等の規模や期間等を含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

(医療的ケアを必要とする子どもへの対応等について)

8. 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や

人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登園時には、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 保育所等における感染拡大防止のための留意点について（厚生労働省）

令和2年2月25日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育担当部（局）等宛てに、事務連絡「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」が発出されました。

この事務連絡は、これまで発出されていた保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応に関する事務連絡とは別に、保育所等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない子ども等についての留意点が示されたものです。

（全国保育士会事務局抜粋）

保育所等における感染拡大防止のための留意点について

（職員等について）

- 保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱（37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。）や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあっては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

(子どもについて)

- 保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（厚生労働省）

令和2年2月25日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育主管部（局）宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」が発出されました。

この事務連絡は、今後、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合に、人員、設備等の基準の適用について、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で配慮するよう連絡したものです。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html